

# お

心よりお悔やみ申し上げます

## 死亡届

死亡の事実を知った日から**7日以内**に届出してください



火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
  1. 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
  2. 同居者
  3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。
- 窓口に来られる方は、町内会の役員など使者でも構いません。
- 届出に必要なもの
  - ・死亡届と死亡診断書  
（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。）
  - ・火葬場使用料  
※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

関連する手続きは  
内側をご覧ください



## 美唄市役所

〒072-8660  
美唄市西3条南1丁目1番1号  
0126-62-3131(代表)

# 手続きチェックシート おくやみ

忘れずにお持ちください

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を  
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他か

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

# 死亡届

に関連するおもな手続き

## 亡くなられた方の、戸籍や住民票の請求、マイナンバーカード

下記にあてはまるものがないかご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<b>証明書</b> 亡くなった方の住民票（除票）がほしい	除票の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の住民票（除票）を手続きに使用する方</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。</li> </ul>	月 日から取得可能 ※美唄市に住所がある方の死亡届を、開庁時間内に美唄市役所に提出した場合、住民票は翌開庁日から取得することができます。			
亡くなった方の戸籍がほしい	戸籍証明の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方と同じ戸籍に記載されている方</li> <li>亡くなった方の直系親族</li> <li>亡くなった方の戸籍を手続きに使用する方</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市の戸籍で亡くなった方との関係が確認できない場合は関係がわかる戸籍が必要な場合があります。</li> <li>代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。</li> </ul>	月 日から取得可能 ※美唄市が本籍地の方の死亡届を、開庁時間内に美唄市役所に提出した場合、戸籍は翌開庁日の1週間後から取得することができます。		<b>③住所・戸籍</b>	
亡くなった方の印鑑登録	印鑑登録の廃止	※自動的に登録廃止になります	印鑑登録証は返納してください				
亡くなった方がマイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺族の方など</li> </ul>	亡くなった方のマイナンバーカード	死亡に伴う手続きで、亡くなった方の個人番号が必要な場合があるため、しばらくお持ちいただくことをお勧めします。			
亡くなった方が外国人だった	在留カードまたは永住者証明書の返納	※地方在留管理官署で手続きが必要です。詳細は地方在留管理官署にお問い合わせください。				住居地を管轄する地方在管理官署	

## 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

<b>承継手続き</b>	保険料等の「承継手続き」が発生する場合 ①国民健康保険に加入していた世帯主 ②75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	相続人代表者の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>相続人代表者(相続人を代表して徴収金や還付金の書類を受け取る方)</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人代表者指定届</li> <li>相続人代表者の口座番号がわかるもの</li> <li>相続人の印鑑</li> <li>代理人が手続きする場合、委任状が必要となります</li> </ul>	速やかに行ってください	<b>⑥市税証明・税金</b>
	③65歳以上の場合				<b>⑥市税証明・税金</b>

## 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

下記にあてはまるものがないかご確認ください		手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済	
<b>保険 年金</b>	A. 国民健康保険に加入していた	国民健康保険の脱退手続き	・ご遺族の方 ・上記の代理人		亡くなってから 14 日以内				
		資格確認書等の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	国民健康保険資格確認書等	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での清算後に返却してください				
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請	・世帯主 ・世帯主がなくなった場合相続人 ・上記の代理人	・医療を受けた方の領収書 ・世帯主または相続人の口座番号がわかるもの、印鑑	受診日から 2 年以内		<b>④ 国民健康保険</b>		
	→各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	・限度額適用認定証・限度額適用 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での清算後に返却してください				
	B. 75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	資格確認書等の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	後期高齢者医療資格確認書等	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での清算後に返却してください				
		高額療養費などの支給申請	・相続人 ・上記の代理人	●高額療養費等支給申請書 ・承継人の口座番号がわかるもの ・承継人の印鑑	受診日から 2 年以内		<b>⑤ 後期高齢・年金・医療費助成</b>		
	→各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	・特定疾病療養受療証 ・重度心身障がい者医療費受給証	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での清算後に返却してください				
共通 A・B	→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主又は施主の方 ・上記の代理人	●葬祭費支給申請書 ・葬祭を行った方の口座番号 ・葬祭に関する領収書、会葬礼状	葬祭を行った日から 2 年以内 ※領収書は、葬祭を行った方のフルネームの記載があるもの		<b>④ 国民健康保険 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成</b>		
C. 上記以外の健康保険に加入していた場合		※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。					健康保険の加入先で手続きしてください		
	国民年金に加入していた	国民年金の資格喪失	※死亡届の提出により、自動的に資格は喪失します				<b>⑤ 後期高齢・年金・医療費助成</b>		
	年金を受給していた			年金証書、年金請求者の預金通帳など	未支給年金は、年金支給日の翌月初日から 5 年以内				
	→国民年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	・亡くなった方と生計が同一だった方	※まずは「⑤後期高齢・年金医療費助成」窓口でご相談ください。					
	→厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります						岩見沢年金事務所 0126-25-1570	
	→共済年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります						加入していた共済組合	
	→農業者年金を受給・加入していた	未支給年金の請求または死亡届		農協または農業委員会で相談ください	亡くなった日から 10 日以内		農協もしくは農業委員会		
	恩給年金を受給していた	未支給金の請求または死亡届		総務省恩給相談窓口で相談ください			恩給相談専用電話 03-5273-1400		
	労災年金を受給していた	未支給金の請求または死亡届		年金等受給権者死亡届			労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署		

## 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

下記にあてはまるものがないかご確認ください		手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<b>高齢</b>	65歳以上の方	保険証の返却 介護保険資格喪失届	・ご遺族の方など	介護保険証	保険証を使用する手続きの終了後、返却ください		<b>⑧ 高齢福祉 ・介護保険 ・地域包括支援センター</b>	
	要介護認定を受けていた方	介護保険証等の返却 (高額介護サービスの支給を受けている方) 介護保険高額介護サービス費支給申請	・ご遺族の方など	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証 (高額介護サービスの支給を受けている方) ・対象月分の領収書 ・相続人の印鑑 ・相続人の振込先がわかるもの				
	介護用品(おむつ等)給付券を持っていた	給付券の返納	・ご遺族の方	未使用の給付券	速やかに行ってください			
	配食サービスを受けていた	サービスの終了	・ご遺族の方		速やかに行ってください			
	緊急通報システムを設置していた	サービスの終了	・ご遺族の方		速やかに行ってください			

<b>障がい</b>	障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出	・ご遺族の方など	・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	速やかに行ってください		<b>⑦ 障がい福祉・福祉(生活支援)</b>	
	→障がいに関する給付金を受けていた	障がいに関する各種サービスや給付金終了の相談		※窓口でご相談ください	速やかに行ってください			
	→重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届		重度心身障がい者医療費受給者証			<b>⑤ 後期高齢・年金・医療費助成</b>	
	自立支援医療受給者証を持っていた	受給者証の返還	・ご遺族の方など	自立支援受給者証			<b>⑦ 障がい福祉・福祉(生活支援)</b>	
	福祉タクシー料金助成を受けていた	タクシー乗車券の返納	・ご遺族の方など	未使用の乗車券				
	介護用品(おむつ等)給付券を持っていた	給付券の返納	・ご遺族の方など	未使用の給付券			<b>⑧ 高齢福祉 ・介護保険 ・地域包括支援センター</b>	
	緊急通報システムを設置していた	サービスの終了	・ご遺族の方など		速やかに行ってください			
	Net119 緊急通報システムを利用していた	サービスの終了	・ご遺族の方など	・美唄市Net119 緊急通報システム廃止届出 ・死亡届の写し等			消防署通信係 0126-66-2226	

## 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

下記にあてはまるものがないかご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済										
<b>こども</b> 児童手当を受給していた →受給者（保護者）の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※窓口でご相談ください		事由発生後速やかに	こども未来課 0126-62-3147												
	→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童手当を受給している方 ・上記の代理人														
児童扶養手当を受給していた	→受給者（保護者）の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	担当課でご相談ください	児童扶養手当証書				事由発生後速やかに	こども未来課 0126-62-3147								
	→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書													
特別児童扶養手当を受給していた	→受給者（保護者）の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	担当課でご相談ください	※窓口でご相談ください				事由発生後速やかに			こども未来課 0126-62-3147						
	→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・特別児童扶養手当を受給している方	※窓口でご相談ください													
子ども医療費受給者証を持っていた	→保護者の方が亡くなった	受給者資格の喪失届及びひとり親家庭等医療費助成の申請		子ども医療費受給者証				⑤後期高齢 ・年金・医療費助成									
	→お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届	・保護者の方	子ども医療費受給者証													
ひとり親医療費受給者証を持っていた	→受給者（保護者）の方が亡くなった	受給者資格の喪失届		ひとり親医療費受給者証											⑤後期高齢 ・年金・医療費助成		
	→お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届		ひとり親医療費受給者証													

## 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

下記にあてはまるものがないかご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<b>税金</b> 美唄市に土地・家屋などの固定資産を所有していた →固定資産を共有していた →土地・家屋を相続する →農地を相続する	代表承継人の届出	・相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方	※窓口でご相談ください			<b>⑥市税証明 ・税金</b>	
	共有代表者の変更届（亡くなられた方が代表の場合）	共有者	※窓口でご相談ください				
	土地建物等移転登記	土地建物を相続する方	※法務局でご相談ください				札幌法務局岩見沢支局 0126-22-0619
	※受付窓口でご相談ください						美唄市農業委員会 0126-63-0142
原付バイク・小型特殊車両を所有していた	軽自動車税の申告	・相続人本人 ・代理人	※窓口でご相談ください	当該年度の翌4月1日		<b>⑥市税証明 ・税金</b>	
軽自動車（二輪を除く）を所有していた	※軽自動車検査協会でご相談ください					軽自動車検査協会札幌主管事務所 050-3816-1763	
126cc以上の二輪（バイク）を所有していた	※運輸支局でご相談ください					北海道運輸局 札幌運輸支局 050-5540-2001	
市税・保険料などを口座振替で美唄市に納めていた	口座振替の廃止・変更	・ご遺族の方など	預金通帳、通帳の届出印			<b>⑥市税証明 ・税金</b>	
美唄市に納める市税・保険料などに未納がある場合	納付相談	・ご遺族の方など				<b>⑥市税証明 ・税金</b>	
→財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください					札幌家庭裁判所 岩見沢支部 0126-22-6650	
上下水道の使用をやめる場合	使用中止届	・ご遺族の方など	・印鑑 ※窓口及び電話、インターネットで手続きできます			<b>⑨水道・下水道</b>	
→上下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更	・ご遺族の方など	・印鑑 ※窓口で手続きできます				

## 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

下記にあてはまるものがないかご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
<b>その他</b> 亡くなられた方の名義で市営住宅を借りていた	退去または入居承継手続き(名義変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居人</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	※受付窓口でご相談ください ・死亡を証する書面 ・印鑑	速やかに行ってください		2階 都市建築住宅課	
	亡くなられた方は市営住宅に同居していた	同居者異動届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義人または同居人</li> </ul>	・印鑑			
亡くなられた方の遺骨を合同墓に納骨希望の方	合同墓使用許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用者</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	※受付窓口でご相談ください				
合同墓の生前予約使用許可を受けていた方	合同墓への納骨	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用者</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	合同墓生前予約使用許可証				
合同墓の生前予約使用許可を受けていた方の埋蔵責任者が亡くなったとき	合同墓埋蔵責任者変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	合同墓生前予約使用許可証 住民票(本籍が記載されているもの)、印鑑	事由発生後速やかに		<b>⑩生活環境 ・交通・ごみ</b>	
亡くなられた方が市営墓地使用者だった	墓所使用权承継許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族</li> <li>上記の代理人</li> </ul>	住民票、墓地使用許可証 手数料(墓地の規格によって異なります)	事由発生後速やかに			
多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺族の方など</li> </ul>	生活環境課(0126-62-3145)に申し込み 手数料(廃棄するごみの重量によって異なります)	毎週水曜日から土曜日の4日間			
	エコの丘びばいに直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺族の方など</li> </ul>	搬入できるもの(有料) ・燃やせるごみ・燃やせないごみ ・粗大ごみ			<b>⑩生活環境 ・交通・ごみ</b>	
	リサイクルセンターに直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺族の方など</li> </ul>	搬入できるもの(無料) ・資源ごみ				
粗大ごみを処分したい方	収集の申し込み(事前申込制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご遺族の方など</li> </ul>	粗大ごみ用のごみ処理券(1点につき1枚)	3月~11月までの1日と15日(その日が土・日・祝日の場合は、次の平日)ただし、3月・8月・11月は1回のみ			
亡くなられた方が犬を飼っていた	犬の登録事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬を引き取る方</li> </ul>		犬を引き取られてから30日以内			

## ご家族に関する届出・申請

	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
下記にあてはまるものがないかご確認ください							
<b>住所 戸籍</b>	亡くなられた方が世帯主であって、 残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出	・残った世帯の方 ・上記の代理人	代理人が手続きする場合、委任 状が必要となります	世帯主が変わってから 14日以内	<b>③住所・戸籍</b>	

<b>保険 年金</b>	亡くなられた方の健康保険の 扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (74歳まで) 国民年金の加入 (20歳～59歳まで の配偶者)	・扶養から外れる方 ・上記の代理人	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」	資格喪失日より14日以内	<b>④国民健康 保険</b>	
	国民健康保険に加入していて 世帯主が変わる方	新しい国民健康 保険資格確認書等 の交付	・世帯主が変わる方 ・上記の代理人	変更前の国民健康保険資格確 認書等			
	受けられる年金給付がないか、 確認とご相談	・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60歳～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	「⑤後期高齢・年金・医療費助成」窓口でご相談く ださい。			<b>⑤後期高齢 ・年金・医療 費助成</b>	

<b>子ども</b>	お子さんが医療費の助成を 受けていて保護者がなくなった方	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等 医療費助成 ・重度心身障がい者 医療費助成	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なも のが異なりますので、ご相談ください			<b>⑤後期高齢 ・年金・医療 費助成</b>	
	18歳以下のお子さんがある方	ひとり親家庭等医 療費助成 ・児童手当の申請 ・児童扶養手当の申請	「⑤後期高齢・年金・医療費助成」窓口でご相談くだ さい。 子ども未来課でご相談ください		支給対象児童を監護するよ うになってから可能な限り 速やかに(申請月の翌月分 から支給となります)	子ども未来課 0126-62-3147	
	保育所・へき地保育所に入園を 希望する方	利用申し込みの 手続き	各施設にご相談ください				
	小中学校のお子さんが出て、 経済的な事情がある方	就学援助の相談	教育委員会でご相談ください			4階学務課	